

住居確保給付金 申請書類チェック表

NO.	申請書類	チェック	備考
1	相談受付・申込票		
2	生活困窮者住居確保給付金申請書 注意:給与額は交通費を除く控除前の総収入とし、申請する月の収入を記入。		減収者か離職者かによって参考例が異なるため注意。なお、申請日の日付は書類が揃ってから記入。
3	住居確保給付金申請時確認書		
4	入居住宅に関する状況通知書(両面)		①(表面)不動産または大家がすべてを記入。 ②(裏面)本人が記入欄に日付・氏名・住所・電話番号を記入し捺印。
5	収入申告書 世帯全員分の収入関係書類の控え (給与明細書、離職票、帳簿、年金証書等)		①世帯全員分(申請月を含む過去4か月分)の書類が必要。 ②年金受給中の方が世帯にいる方は、年金の金額及び介護保険料の金額が分かる書類の控え。 ③書類がないものについては理由を記載。
6	【離職された方のみ】 離職等関係書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)の控えを添付		①離職の方は「NO.2の生活困窮者住居確保給付金申請書」の離職日欄と同日のもの。 ②関係書類の提出が困難な場合は、「離職状況等に関する申立書」を記入。
7	【収入が減少された方のみ】 収入の減少がわかる書類(給与明細、帳簿等)を添付		①関係書類の提出が困難な場合は、「就業機会の減少に関する申立書」を記入。
8	本人確認書類(申請者のみ)の控え (運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、住民票等)		①顔写真付きでなくても可。 ②不動産賃貸借契約書の住所と同じもの。
9	不動産賃貸借契約書の控え ※公営住宅の場合「使用許可証等」の控え		①表紙からすべてのページをコピー。 ②契約者が申請する本人になっているか、もしくは同居者の欄等に本人の記載があるもの。記入がない場合は住民票(控)を添付。
10	世帯全員分の預金通帳の控え ※自営業等の方は、営業にかかわる名義の通帳等も含む		①申請月を含む過去4か月分の世帯全員分。 ②口座番号、名義、支店名があるページも含む。 ③子ども名義の通帳や定期預金もすべて。 ④ネットバンク等の場合は画面を印刷したもの。
その他の様式			
—	申立書		その他の紛失や提出等のできない理由がある場合に提出。1枚で複数の内容の記入で可能。
—	【申請後に必要となる様式】 就職活動状況報告書(3枚)	—	申請した月から毎月1回、末日までにこちらに提出してもらう様式。

【1】相談申込・受付票

相談受付・申込票

ID		※初回相談 受付日	令和 年 月 日	受付者	
----	--	--------------	----------	-----	--

■基本情報

ふりがな				※性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名				※生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (歳)
住所	〒				
電話	自宅	() -	携帯	() -	
メール					
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名			来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:)
	電話	() -	<input type="checkbox"/> その他()		

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他()		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

長崎市生活支援相談センター様

上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。

また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

令和____年____月____日

本人署名_____印_____

個人情報に関する管理・取扱規程

長崎市自立相談支援機関・家計相談支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、長崎市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

◎利用目的

- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等（別表で例示した機関）に対して提供することがあります。

また、例外として、長崎市個人情報保護条例第23条第1項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情

報提供する場合があります。

◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
- ◆ 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

◎同意を得ずに第三者に提供する場合(長崎市個人情報保護条例第23条第1項の定めによる)

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【保存期間】

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終結日より5年間とします。その後は、適切な方法(溶解処理等)により廃棄します。

【安全管理措置】

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

【別表】関係機関・関係者等の例示

子ども家庭に関する担当課
高齢福祉に関する担当課
障害福祉に関する担当課
福祉事務所
税務に関する担当課
保険年金に関する担当課
ハローワーク
職業能力開発センター(職業訓練機関)
就労支援センター
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
保健所
精神保健福祉センター
障害者就業・生活支援センター
障害者就労支援事業所
児童相談所
小学校
中学校
高等学校
地域若者サポートステーション
地域子育て支援センター
男女共同参画センター
家計相談センター(家計相談支援機関)
権利擁護センター
社会福祉協議会
法テラス
弁護士会
多重債務者等相談窓口
消費生活センター
地域生活定着支援センター
ホームレス支援機関
一時保護施設
民生委員・児童委員
NPO
商店街組合
農協
生活協同組合
株式会社
町内会
その他必要に応じて関連する機関

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 満()歳		
③電話番号			④性別 男・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1)離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2)第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
---------------------------	--

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1)住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2)住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

長崎市長 殿

申請者氏名

記名押印又は署名

印

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける 等
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求める

また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

長崎市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

記名押印又は署名
印

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与とその他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し

2 入居(予定)住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

長崎市長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円 (平成・令和 年 月分まで支払い済)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費等は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(様式2-2) (裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

記名押印又は署名

氏名 印
住所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を長崎市生活支援相談センター（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものという。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

入居住宅に関する状況通知書

不動産・大家さん用です。

- 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
 - 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
- また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求める同意します。

長崎市長 様

不動産媒介業者
(商号又は
フリガナ)
(代表者)
(所在地)
(担当者)

電話番号

※この書類は入居者が住居確保給付金を申請するために必要な書類です。
現在の入居状況を確認させていただきたいため、
こちらの表面はすべて不動産又は大家さんの方で
ご記入をお願いいたします。

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者※この欄も不動産又は大家さんの方でご記入ください。

フリガナ 氏名	ナガサキ タロウ 長崎 太郎
生年月日	● 年 ● 月 ● 日
同居状況	単身・複数(3名)※複数の場合は本人を含めた人数をご記入ください
入居開始年月日	● 年 ● 月 ● 日

入居している賃貸住宅

名称	●●アパート
所在地	長崎市●●町●-●
家賃	※3 家賃のみの金額をご記入下さい。円 (平成・令和 ● 年 ● 月分まで支払い済)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費等は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座※家賃の振り込み先の口座をご記入ください。(入居者の口座に振り込むことはできません)

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	●● ●●
		口座名義	●● ●●
		金融機関名	●●銀行
		支店名	●●支店
		口座種別	普通・当座
		口座番号	1234567

(様式2-2) (裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

令和●年 ●月 ●日

記名押印又は署名
長崎 印

氏名

長崎 太郎

住所

長崎市●●町●-●●●アパート●●号

電話番号

012-3456-7890

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を長崎市生活支援相談センター（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものとします。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

長崎市長 様

年 月 日

フリガナ

記名押印又は署名

氏 名

印

生年月日

電話番号

事業所名	
事業所所在地・電話	〒 電話
雇用保険適用状況	1. 雇用保険被保険者であった 2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	円 ※1
離職等時期	年 月 日
離職等理由	1. 解雇※2、雇止め※3 2. 自己都合離職・廃業 3. その他 ()
証拠書類の提出が困難な理由	

※1 縱職日以前の 6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、以下のとおり申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

長崎市長 様

年 月 日

フリガナ

記名押印又は署名

氏 名

印

生年月日

電話番号

これまでの 平均月額収入	円 ※1
申請月の収入	円
自己の責に 帰すべき理由 又は自己の都合 によらない 収入の減少の 具体的な内容	
証拠書類の 提出が困難な 理由	

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

収入申告書

注意：①申請月を含めた過去4か月分を記入。

②複数月にわたる各種年金や手当等については1か月分に置き換えて記入。

③申請月の収入の記入については【裏面の記載方法】を参考にする。

事業収入（自営業等）

年	月	①収入（売上）	②必要経費	③差し引き（①-②）
申請月				

給与及び年金等

年	月	給与※	雇用保険	年金※
申請月				

※給与は通勤費を除く総支給額、年金は介護保険料等の控除前の金額。

公的な手当等

年	月	児童手当※	児童扶養手当※	その他公的な手当
申請月				

上記以外のその他の収入

年	月			
申請月				

【重要】なお、上記の収入の根拠を示す書類や通帳を添付すること。書類が無い場合は、その書類名と理由を次に記載すること。

（例）給与明細：紛失のため。

上記の内容に相違ありません。

氏名

印

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

収入申告書 記載方法

申請月の収入の記載方法について

【自営業以外の場合】

給与明細等の申請する月の収入が分かるものを添付。分からぬ場合は、勤務先に給料の見込み額を確認しその金額を記載。その際は書類が添付できない理由を下方に記入する。

上記でも困難な場合は、シフト表等を元に給料の見込み額を計算。無い場合は収入減少後の金額の平均を1か月に換算して記入。ただし、減収した期間が3カ月以上ある場合は、その平均を申請月の収入として記載。

【自営業の場合】

明らかに利益が分かる場合はその書類等を添付。分からぬ場合は、月の半分を超えてからの申請の場合、それまでの利益から見込み額を出す。

月の半分を超えていない時は、収入減少後の平均を1か月に換算して記入。ただし、減収した期間が3カ月以上ある場合は、その平均を申請月の収入として記載。

年 月 日

長崎市長様

住所

氏名

申立書

長崎市長 殿

求職活動状況報告書

住居確保給付金の支給決定日から 1か月以内に自立相談支援機関に提出し、以後、1か月分の状況を翌月 10日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、前月分の収入を記載のうえ、その収入の分かる書類を添付してください。

月分 収入額	円
--------	---

【求職活動について（必須回答）】

この1か月間に求職活動を行いましたか？✓を入れて下さい。

はい

- (求職活動の例)
- ・企業に応募した（パート・アルバイト等可）
 - ・企業等の説明会・セミナーに参加した（合同説明会可）
 - ・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った
 - ・就職に資する自己研鑽活動を行った
 - ・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした

いいえ

求職活動を行わなかった理由

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に✓を入れて、自立相談支援機関にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。

電話での相談を希望する 面談での相談を希望する

上記報告に虚偽がないことを申告いたします。

提 出 日： 年 月 日

氏 名：

住 所：

電話番号：

長崎市長 殿

求職活動状況報告書

住居確保給付金の支給決定日から 1か月以内に自立相談支援機関に提出し、以後、1か月分の状況を翌月 10日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、前月分の収入を記載のうえ、その収入の分かる書類を添付してください。

月分 収入額	円
--------	---

【求職活動について（必須回答）】

この1か月間に求職活動を行いましたか？✓を入れて下さい。

はい

- (求職活動の例)
- ・企業に応募した（パート・アルバイト等可）
 - ・企業等の説明会・セミナーに参加した（合同説明会可）
 - ・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った
 - ・就職に資する自己研鑽活動を行った
 - ・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした

いいえ

求職活動を行わなかった理由

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に✓を入れて、自立相談支援機関にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。

電話での相談を希望する 面談での相談を希望する

上記報告に虚偽がないことを申告いたします。

提 出 日： 年 月 日
氏 名：
住 所：
電話番号：

長崎市長 殿

求職活動状況報告書

住居確保給付金の支給決定日から 1か月以内に自立相談支援機関に提出し、以後、1か月分の状況を翌月 10日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

さらに、離職や廃業以外の減収や休業の方は、前月分の収入を記載のうえ、その収入の分かる書類を添付してください。

月分 収入額	円
--------	---

【求職活動について（必須回答）】

この1か月間に求職活動を行いましたか？✓を入れて下さい。

はい

- (求職活動の例)
- ・企業に応募した（パート・アルバイト等可）
 - ・企業等の説明会・セミナーに参加した（合同説明会可）
 - ・ハローワークや転職エージェントでの職業相談を行った
 - ・就職に資する自己研鑽活動を行った
 - ・自立相談支援機関の相談支援員と就職に関する相談をした

いいえ

求職活動を行わなかった理由

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に✓を入れて、自立相談支援機関にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。

電話での相談を希望する 面談での相談を希望する

上記報告に虚偽がないことを申告いたします。

提 出 日： 年 月 日
氏 名：
住 所：
電話番号：